

## 会 議 録

会議名	平成27年度第2回みよし市みどりと景観審議会
日 時	平成28年3月14日（月） 午後3：00～午後4：30
場 所	庁舎4階 401会議室
出席者 (敬称略)	曾田忠宏、芹澤俊介、宇野勇治、三ツ本隆、鈴木ともよ (事務局) 小嶋都市建設部長、宇野都市建設部次長 都市計画課：柴田課長、加藤主査
次 第	1 あいさつ 2 報告事項 (1) みどりと景観計画アクションプランの進捗状況について (2) 平成27年度景観届出件数について (3) 景観地区指定について (4) みよしの景観100選について
会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (次長)	本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 それでは、平成27年度第2回みよし市みどりと景観審議会を始めさせていただきます。 まず始めに、曾田会長ごあいさつをお願いいたします。
< 会長あいさつ >	
事務局 (次長)	それでは議事に入りたいと思いますが、みよし市水と緑の風景を守り育てる条例施行規則第35条第1項の規定によりまして、会長が審議会の議長となるとなっておりますので、会の取り回しを曾田会長よろしくをお願いいたします。
曾田会長	それでは、議事に移りたいと思います。 今回は、審議事項はありませんので、報告事項だけとなります。 まず、報告事項1のみどりと景観計画アクションプランの進捗状況について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	報告事項1 みどりと景観計画アクションプランの進捗状況について説明をさせていただきます。 資料1をご覧ください。

<p>事務局</p>	<p>このアクションプランは、みどりと景観計画に定めた各種施策につきまして、実施方法や時期などを具体化し、実効性を高めていくために作成したものであります。目標年次を平成35年とし、5年ごとに、平成25年度までを短期、平成30年度までを中期、平成35年度までを長期と区分しまして、各段階で取り組む施策や目指す値を定めています。</p> <p>体系は大きく分けて、水と緑のアクションプランと美しい景観づくりのアクションプランの2つに分かれていまして、水と緑のアクションプランは、AからEまでの5施策68項目の事業があります。美しい景観づくりのアクションプランは、ステップ1からステップ5までの5段階18項目の事業が定められています。</p> <p>まず、水と緑のアクションプランの68項目について各事業の進捗状況をご報告いたします。</p> <p>68項目の中には、みどりと景観計画の策定以前から事業を実施済みで、今後とも事業を継続し、充実させていくとしている施策もあり、その数は全部で39項目です。これら施策につきましては今後とも継続して事業を行ってまいります。</p> <p>次に、平成25年度までの短期に事業着手を目標としていた施策は全部で14項目あります。そのうち13項目につきましては事業着手としています。主な事業といたしましては、14ページ49番コンテストや表彰制度の導入、こちらは平成25年度から緑のカーテンコンテストを実施しており、事業実施中となります。次に16ページ53番保育園の園庭の芝生化の推進です。こちらは平成22年度以降24年度までかけまして、保育園すべての園で園庭の芝生化を実施し、現在も継続中でございます。14項目の内13項目を事業着手としていまして、残る事業未着手としている1つは22ページ68番の水と緑のネットワークというものでございますが、こちらは、河川やため池、緑道、公園緑地、鎮守の森、公共施設の緑化などを街路樹の緑化により結ぶことによって、連続した緑の帯を形成した水と緑のネットワーク化を図りますという形でうたっております。街路樹整備等につきましては、順次進めている状況ではありますが、ネットワーク化というものの達成につきましてどこまでできているかということがありまして、早期にネットワーク化が達成できるよう今後も事業を進めていきたいと思っております。</p> <p>次に、中期及び長期に事業着手を目標としている施策についてですが、平成30年度までの中期に事業着手を目標としている施策は11項目で、平成35年度までの長期に事業着手を目標としている施策は4項目となっております。現在平成27年度ですので、中期にあたるわけですがけれども、中期を目標としている事業の中で、現在までに着手できたという事業はまだありませんので、今後事業の主担当課と協議調整しながら事業実施できるように進めてまいりたいと思っております。</p> <p>次に、美しい景観づくりのアクションプランについてですが、こちらはステップ1からステップ5までの5段階で事業を進めていくアクションプランとなっております。</p>
------------	---

事務局	資料は23ページ以降をご覧ください。平成25年度までの短期ではステップ1、ステップ2までの事業着手が目標となっていました。25ページ5番のみよしの景観100選の作成の事業着手が今年度からになってしまいましたので、少し遅れています。今後実施時期等の見直しとともに、中期を目標としているステップ4までの事業につきまして精査していきたいと思っています。 以上で説明を終わります。
曾田会長	ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。
曾田会長	やっぱり、街路樹の少し整備が遅れているのかと、道すがら街路樹を見ていると、この辺りはもう少しやっただらいいかなと思うところがあったりします。全体のネットワークとして、街路樹は主にどこを対象としていますか。
事務局	都市計画道路を中心に考えています。三好公園と境川などの緑化の拠点を結んでいくような計画です。
曾田会長	南北のメインルートを走りながら街路樹を見ても、ところどころなくなったりマスだけあったりというところがありますね。
鈴木委員	ナンバー8の「あいち森と緑づくり税」の活用とありますけれど、これは実施中で事業継続となっていますが、具体的に実施例というのはどうでしょうか。
事務局	保田ヶ池公園の整備などに利用していると思います。
鈴木委員	例えば、生き物の調査などをしてほしいようなことが起こったときに、そういう税を使ってやっているという事例を聞いたので、自分たちではできそうにない専門的な調査になると、個人では無理なので、もしそうなったときに相談してもらえるのでしょうか。
事務局	生き物調査は10番希少な動植物の調査ですが、これに税が使われているかどうかはわかりませんので確認します。
鈴木委員	具体例が分かると愛着が湧くというか、事例を示してもらえるといいと思います。
事務局	アクションプランの表の備考欄において、どのようなものに活用されているか、分かる範囲で示したいと思います。
三ツ本委員	話がそれるかもしれませんが、希少な動植物の調査の中で、植物のほうは問題ないと思いますが、動物の場合、今まで保護の方が走ってきて、逆に増えすぎて、農地などに影響を与えちゃうということがありますが、みどりと景観とは話がずれると思いますが、どこが対応するのでしょうか。
事務局	生き物調査については環境課で、農地の害獣ですとかの話は産業課が担当で行っています。
曾田会長	みよし市ではイノシシなどは出てきますか。

事務局	<p>ここ2、3年ですが、北部地区のゴルフ場周辺でイノシシが出るという話は聞いたことがあります。多少荒らすというような。大きな被害はないというように聞いています。</p>
三ツ本委員	<p>京都では、シカが森林や街路樹を食して、食害が発生しているという話を聞いたことがあります。</p>
事務局	<p>先ほどのあいち森と緑づくり税についてですが、担当課に確認したところ、事業区分が4つありまして、身近な緑づくり事業、緑の街並み推進事業、美しい並木道再生事業、最後に、県民参加緑づくり事業というものがございまして、その中を見ますと先ほど鈴木委員から質問のありましたような事業では該当するような部分はありません。</p> <p>例えば、県民参加緑づくり事業などは、公有地における県民参加による樹林地の整備、植栽、ビオトープづくりなどの緑づくり活動や体験学習を実施する事業が対象となるようです。</p>
鈴木委員	<p>例えば、みんな呼んで緑づくりしながら自然観察しましょうというようなものだったら大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>そういうものであれば対象になるかもしれません。</p>
鈴木委員	<p>緑地保全地区の指定は未着手ですか。</p>
事務局	<p>まだ具体的な取り組みは行っていませんが、アクションプラン上は中期での着手となっていますので、今後検討していきます。</p>
宇野委員	<p>さきほど街路樹の話がありましたけれども、積極的にどのようにしていこうということはここではないですか。</p>
事務局	<p>具体的に景観で街路樹の整備ということには至っていない状況でありまして、街路整備の中で樹種を選定して整備を行っていこうということです。さきほど街路樹の寂しいところがあるということですが、なかなかそこまで手が回っていないのが実態です。</p>
宇野委員	<p>今はプランができていますので、これはこのままで、積極的にということ、何かシンボルになるような、仕掛けていくものがあるかと思えます。</p> <p>紅葉なのか花なのかは分かりませんが、そういう楽しめるものがあれば観光のネタにもなるのかなと思います。</p>
三ツ本委員	<p>京都の嵐山を歩いていて、すごくいいところがあるんですけど、そこまで歩いていくのにすごく距離があって、なかなか観光客が集まらない。こういうものを推進していくのに人が来てくれるというのがすごく推進力になると思いますが、みよしだとさんさんバスが走っていますが、今は住民の利用が一番にバスを走らせていただいています、観光拠点のところにバス停があって、歩き終わって時間さえ合えばバスが来ますよというのもセットしたら歩きやすくなると思います。行きも帰りも同じ道を歩くというのは辛いこともありますので、拠点を回ると有機的に繋がっていくと思います。</p>

事務局	議会の質問でも同じような質問がありまして、健康の道だとか施設を回るようなルートを考えてくださいということで、検討をしていくということで回答はしていますが、この中の計画では具体的にはないですね。
鈴木委員	もともとネットワークの意味が自然環境を繋げるという意味だと思いますので、緑の方の視点と景観の方の視点は違うところもありますが、条例を決めたときは生き物の整理をするとか、多自然型の工法にして川と街路樹を繋げていって移動ができるようにという視点が入っていたと思いますので、そういう視点はぜひ主に置いておいて欲しいと思います。 鳥などはけっこう移動してまして、家の近くではたぶんですがオオタカを見たこともあります。
芹沢副会長	秋から冬にかけてはけっこう市街地の方にも出てきます。
鈴木委員	あまりに近くてびっくりしましたが、そういうところにしか来られないのか彼らが適応したのかどうなのか。
芹沢副会長	どちらかというとなら彼らが適応してきた方だと思います。オオタカはかなり都市の鳥になりつつありまして、そのうち普通に見られるようになるかも知れません。
鈴木委員	他にもミゾゴイという鳥がいると聞いたことがあります。
芹沢副会長	ミゾゴイはすごく激減していますね。かなり希少度が高い鳥で、日本でしか繁殖しない鳥ですので世界的にも希少種ですね。 このあたりですと下山と額田の間に割合いるみたいです。
鈴木委員	いるかどうかというのは市で調査とかはないでしょうか。
事務局	環境課でいきものマップを作成していますが、その中にいるかどうかですが、また調べてみたいと思います。
曾田会長	話は変わりますが、先ほど保育園の園庭の芝生化が完了したとのことですが、維持管理はどのように行われていますか。
事務局	基本的には園で管理しているはずですが。 当初は地元のボランティアで管理という話もあったようですが、実際は、なかなかそういった方もみえなくて園で管理しているのが実情のようです。
曾田会長	芝生は手入れが大変だという話があって、もう少し近隣の住民のボランティアのご協力があるといいと思います。 例えば、28番に住民参加による公園の維持管理というものがあるという話はありますが、その辺の小さい公園、街区公園などはどうだろうなと思ひまして。
事務局	まだ、市が管理している状況です。
曾田会長	公園の維持管理とかは住民が自発的に協力してくれるようなことができると思いますね。

事務局	みどりのまち育て塾は、そういったことも狙いの1つとして開催しています。
曾田会長	なんでも役所がやるのではなくて、住民がその気になってみよしをいい景観のまちにしていこうというものが育たないと言葉だけに終わってしまうような気がします。
事務局	みどりのまち育て塾の塾生の方が団体を作っていただいて、保田ヶ池公園の間伐などをやっていただいているという事例もあります。
曾田会長	だんだんそういう輪が広がっていくということがあるといいですが、どこだけという話で終わってしまうと残念だなと思います。
鈴木委員	市民団体が市有地で活動するときに、勝手にやっているとか思われることを恐れていて、市とうまく話し合って、より密接にやっていくというのが課題です。
曾田会長	協働がうまく回りだすといいですが、そこまでお互いに、両方から積極的に関わりを持たないと、しばんでいってしまうようなことがあるともったいないなと思います。
三ツ本委員	各行政区で行っている美化運動にも参加しますが、各行政区にある公園をきれいに保つというのも、例えば委託のような形で正式にやらないと、ある程度責任感を持たせてやっていかないと、やる方もどこまでやっていいだろうとか、どこで相談すればいいのかとかも分からなくなってしまうと思います。 公園によっては緑化をすすめている中で花のこととかありますが、そういうものを維持していくには手間がいきますよね。全部市でやろうとするとお金を出さないといけないですが、補助という形で行政区に維持してくださいねという形でやれば、参加する人たちも自分たちの寄る公園だからきれいにしたいと思っているはずですので、特にお子さんがいらっしゃる方々なんかは。
曾田会長	そういう形でうまく回りだすといいと思いますね。
事務局	やはり、行政発ということではなく、市民発という形が一番いいなと思います。
事務局	ボランティアはかなりやっていただけているとは思いますが、子育てクラブも市内全域で自分たちの公園のごみ拾いやトイレ清掃などもやっていただいている、団体で活動されているところもあるんですが、それぞれのつながりがないというところもあるかもしれません。 公園で活動される場合は、行為申請を行っていただいているようですので、確認すると団体数は結構あります。
芹澤副会長	中には、近くのお年寄りで毎日ごみ拾いをしているけれどもそういう申請はしていないという例だってずいぶんあると思いますよね。 そういう申請をするべきだということもご存じなくて、善意で公園の草むしりしたり、ごみ拾いしたりということをやってくださっているという人はずいぶんいらっしゃると思います。本当ならそういう仕組みを作らなくてもきれいに回っていけばそれが一番いいと思います。

宇野委員	<p>景観まちづくりの今後の中長期の話ですけど、このあたりは具体的にどうしていこうというのがありますか。</p> <p>具体的にどういった景観に誘導していこうとか、何を指していこうとか、あと、美しいという言葉がいろいろ出てきますが、美しいというのはどんなものを指しつつ考えていけばいいのかなというそのあたりはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>資料の23ページ以降の美しい景観づくりのアクションプランの進め方をどうしていくかということですが、まずはみどりのまち育て塾をきっかけにしてということをもとに思っていました、実際には具体的どころが進められていない状況です。どういった形で進めていかなければならないかを緑の担当と調整していかなければと思っています。これにつきましては、行政のほうから仕掛けていかなければと実際には動かないと思っていますので、きっかけづくりはやらなければと考えています。</p>
宇野委員	<p>景観といったときに緑ということがすぐに出てきますが、実際は建築とか道路とかハードの部分もセットになって景観が形成されていると思いますが、議論としてはみどりの部分がかかなり主役になっていますが、景観というと結局それ以外のところも含めた全体での捉え方をすべきだと思います。</p>
事務局	<p>後ほど説明しますが、景観100選というものもきっかけにして、以前、景観重要樹木は1本指定していますが、景観重要建造物や景観重要公共施設を研究していきながら進めていきたいと思っています。</p> <p>景観重要建造物の事例の収集ということで、瀬戸市へ話を聞きに行っていました、特色があるのはやはり歴史的なところがあるということでありまして、みよしの中では難しい部分があるので、そこまですらなくともシンボルとなるようなものを重要建造物に指定していったらという思いはあります。</p>
曾田会長	<p>みどりのまち育て塾は24年度からで、何人ぐらいずつ受講生がいますか。</p>
事務局	<p>毎年度15名ぐらいを定員で募集してまして、平成24年度が17名、平成25年度が18名、平成26年度が18名、今年度が若干少なくて13名の参加ということになっています。</p> <p>ボランティアとして、どんぐりの会や里山守り隊、NPO法人みよしの自然環境を守る会といったところで活動されている方も参加されています。</p> <p>アンケートを取ると、グループができあがれば、そういった方たちのネットワークが築ければというご意見もいただいています。</p>
曾田会長	<p>今年から始まる景観100選も重ね合わせながら、そういうものを少しずつ醸成していくというところでしょうか。</p>

事務局	<p>みどりと景観計画を作りながら、水と緑の風景を守り育てる条例を併せて作っていったんですが、条例の中に、地区みどりと景観協議会というものができますという規定がありまして、その協議会がどこか1地区でも立ち上がっていただいて、自分がお住まいのあたりを後から説明させていただく景観地区のような研究をしていただけたというところを目標にはしています。</p> <p>その第一歩として、景観に対する意識というものがまだまだなものですから、そのPRが景観100選であつたりというところですよ。</p>
宇野委員	<p>おそらく景観100選は現状の資産の拾い上げの部分で、資産状況を見るといふのと、こういうふうなビジョンを掲げて、こういったところに繋げていこうかという話で、みよしは歴史的なものはそれほどないけれども、全くなくはないと思いますが、それも見つけながら、近現代の町でもすてきな町もたくさんあるので、そういったところもうまく見つけて、三好池でも桜をいっぱい植えたことによって景観が成立したと思うので、駅前空間でも道路でもテーマを持ったそういったものを作っていけるとそれが30年後とか50年後にみよしのシンボルになるというように思います。</p>
事務局	<p>残念ながら景観100選の応募もなかなか集まっていないのが現状です。</p>
宇野委員	<p>三好池だどここというところがあると思いますが、ここ撮るとみよしらしい景観というのがあまりないと思うので、そういったものを作ってあげるといふのができればいいなと思います。</p>
事務局	<p>そういったものができれば緑のネットワークの資源にも使えると思います。</p>
宇野委員	<p>自然の植生として守っていく部分と、日常の町の中で楽しめる景観としてテーマを持った緑をデザインしていくというのは両方あっていいと思うし、両方楽しめて文化的だろうなと思います。</p> <p>他の市町村にないような景観を作っていくという試みがあるとさらにユニークになると思います。</p>
曾田会長	<p>他にないでしょうか。それでは報告事項1については、継続して鋭意進めてください。</p> <p>次に、報告事項2の平成27年度景観届出件数について、事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	<p>報告事項 2 平成 27 年度景観届出件数につきまして説明いたします。</p> <p>29 ページの資料 2 をご覧ください。</p> <p>まず、届出件数についてですが、先月末 2 月 29 日までの届出件数は 23 件となっており、内訳は建築物が 11 件、工作物が 8 件、開発行為が 1 件、その他が 3 件となっています。</p> <p>建築物の多くは共同住宅でございまして、11 件中 7 件となっています。工作物につきましてはすべて携帯電話用アンテナに対してのものでございまして、8 件中 6 件は既存のアンテナの改修に対してのものでございまして、新規に設置するとして届出されたものは 2 件となっています。</p> <p>続きまして、完了報告書が提出されているものは 7 件で、23 件中 7 件ですので、16 件は未提出となっているわけですが、完了予定時期を過ぎていないものが 14 件ありますので、16 件中 14 件はまだこれから完了するというものです。2 件は完了報告書が提出されていなかったので、事業者に提出するよう連絡させていただきまして、すでに現地確認は行いました。届出どおりに施工されていることを確認しています。完了予定時期を今年度末としている届出が 10 件と多くありますので、完了確認をしっかりとしていきたいと思っています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
曾田会長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。</p>
曾田会長	<p>共同住宅はどれくらいの規模のものですか、下にあるこれくらいの規模ですか。</p>
事務局	<p>こういったものが多いです。8 戸とか 10 戸とかそれくらいの規模のものが多いです。</p>
宇野委員	<p>緑地面積に対する指定がありましたよね。</p>
事務局	<p>こちらは景観計画とは別にまちづくり土地利用条例というものがございまして、6 世帯以上の共同住宅を建築する場合には敷地面積の 5% を最低緑化しなさいという基準を設けていますので、景観の届出の対象となる共同住宅も同じ基準で 6 世帯以上ですので、こういった届出をいただくものについては緑化に配慮された計画にはなっています。</p>
曾田会長	<p>これまでの流れの中で件数が増えたとか減ったとかありますか。</p>
事務局	<p>減っています。昨年度は 33 件ですので少し減っています。特に工作物については減少が顕著です。</p>
曾田会長	<p>だいたい充足されてきたのでしょうかね。先ほどの話だと既存のもの改修が増えているということですので。</p> <p>改修というとどういうことをするんですか。</p>
事務局	<p>アンテナの本数を増やすという作業です。これまで 6 本だったものを 12 本にするとかそういう改修です。</p>

<p>曾田会長</p>	<p>頭が大きくなって重そうなものが増えてくるというのは景観としてどうなのかというところはあるかもしれません。つながりやすくなるのはいいことですが。他によろしいでしょうか。では確認をしっかりとさせていただいてということで。では、次に報告事項3の景観地区指定について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、報告事項3景観地区指定について説明いたします。</p> <p>30ページの資料3をご覧ください。</p> <p>今年度第1回目の審議会においても報告事項として挙げさせていただきましたが、その後の状況について報告いたします。</p> <p>まず、今年度は景観地区指定に向けてということで、先進事例の調査や景観地区指定についての内容の検討を行ってまいりました。あざぶの丘の管理組合の方ともお話をさせていただいた中で、いきなり景観地区についてみなさんに話をするよりも、まず、お住まいの皆さんが現在のあざぶの丘にある地区計画やまちづくり協定について、どの程度ご理解いただいているか確認するべきではないかと考えまして、2月の中旬にあざぶの丘にお住まいの方全員に対して、若干内容は異なっていますが資料3とほぼ同じ内容のものを全員に配付させていただきました。</p> <p>こちら配付させていただいた資料ですけれども、現在のあざぶの丘には地区計画とまちづくり協定という2つのルールがあり、それぞれに守るべき基準項目があることや、また、まちづくり協定のしくみについて図を使って申請の流れを示し、内容については地域住民でつくるまちづくり協議会が審査することになっていることなどをお知らせしています。</p> <p>今後、地区の皆様に対して説明会といたしますか、ご意見を伺う機会を設けたいと思っていますので、そこでの意見を参考にして、今後どのように進めていくのかということをもた検討していきたいと思っております。</p> <p>また、今後検討していかなければならないことの1つとしまして、制限の内容をどのようにして定めていくかということがあります。あざぶの丘の街並みを保全していくために色彩や外壁、屋根などの建物の形態意匠につきまして、景観地区で定めていくことを今のところ検討していますが、その内容というものにつきましては現在の地区計画を変更することによって定めることもできます。</p> <p>景観地区で定めるのと地区計画で定めるのとでは運用の仕方に違いがありまして、景観地区は法律によって運用していくことができますので、今のところ景観地区の指定を考えていますけれども、景観地区を指定しますとそれに対してまた新たに申請が必要になってきますので、お住まいの方への負担が増える形になってしまいます。地区計画やまちづくり協定などと重ねて定めることで、それぞれに届出が必要になってきますので、どのように運用していくかということが今後の課題となると思っています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

曾田会長	<p>運用の仕方が皆さんに理解していただけて、うまくスムーズに運用できるかというあたりが鍵だと思います。</p> <p>説明会はこれからということですか。</p>
事務局	<p>全員に対しての説明会というのは、皆さんが集まる総会のようなものがあるようですので、できれば、そのときに説明できたらと思っています。</p>
曾田会長	<p>たくさんの方にご説明して声を聞くというのが大事だと思いますので、日時ですとかが問題ですね。</p>
事務局	<p>役員の方も年度で変わられるようです。</p> <p>この協定を結んでいることはご理解をされているようですが、その内容まではよく分かっていないというお話がありましたので、まずは第一報として出してもらえないかというお話もありましたので、今回のこのようなチラシという形になりました。</p> <p>やはり、先ほどからありますように、運用ですね、手間が減る部分というものもありますし、手間が増える部分も出てくると、その辺りの理解をどのようにしていただけるかというところかなと思います。</p> <p>ただ、景観という言葉を出ささせていただいて、住民の皆さんに、景観に対しての意識付け、動機付けというものになればいいとも思っています。</p>
曾田会長	<p>全市的に景観という話ですが、まずはこういう拠点を作って理解を深めていくということも大事なので、その辺りをうまくこれからのまちづくりに向けて理解をしていただけるようお願いしたいと思います。</p>
宇野委員	<p>まちづくり協議会を作っていく予定ですか。</p>
事務局	<p>協定に基づく協議会を作ることにはなっています。ただし、それを認定するところまでいくかは分かりません。</p>
宇野委員	<p>住民同士で審査するなんて、すごくハードルが高いですよ。</p>
事務局	<p>もともとの協定の仕組みがそういう形になっていまして、まだ、まちづくり協議会というものが立ち上がっていないものですから、今は、開発事業者でその内容を審査しています。</p> <p>今後、住民同士で審査するということはハードルが高いものですから、その一つとして景観地区というものはめ込んで、少し市がお手伝いするような、審査の面でもというような形で、市も積極的に関与しながら、ここの地区の街並み保全をやっているのかなと考えて、こういった景観地区の指定を検討しているところです。</p>
宇野委員	<p>地区計画はこれを満たさないと確認申請が出せないということですよ。</p> <p>地区計画の範囲内は確認申請の手前で審査して、形態とか材料を景観地区として市が審査をするということですか。</p>

事務局	景観地区の方も認定制度となっていますので、法律の仕組み上、市が認定しないと建築の方ができませんので、そういった部分で形態意匠についても担保がとれるという形になります。
宇野委員	確認申請等の前提条件になるということですね。
三ツ本委員	住民の方は基本的に賛成されているのでしょうか。
事務局	まだそこまでは分かりませんが、先ほどのチラシを全戸に配付させていただいたのが先月になりますが、1ヶ月ぐらい経ったか、経たないかという状況ですが、今のところ反応はあまりない状況です。
鈴木委員	分譲のときから景観に対してのこだわりのある場所ですというのは出ていましたよね。そういうのにある程度理解がないと購入しないような気がしますが、そうでもないのでしょうか。
事務局	<p>代表の方とお話させていただいたときに、6名ぐらいお見えになったと思いますが、協定があることは知っていても、中身についてそこまで知らなかったというか、こんなに細かく決まっているというところまでを知らなかったという方はみえました。</p> <p>最終的には協議会で住民が住民たちのものを審査しながら運営していかなければならないという位置付けになっていることを知らないという方もいました。</p> <p>裏面の方に写真がありますけれども、地区としては電柱がなかったりとか、各戸で緑化していただいたり、壁面であるとか屋根であるとか、こういったものを基準に基づいてやっていただいているいいところでもありますので、これを保全していきたいということからいけば、できれば皆さんにご理解いただいていきたいというところですよ。</p> <p>役員の方とお話をしたときも、すでに違ったことをやってしまっている方も出てきているという話もありましたので、そういったことに対してもいい機会になるのではという話もありました。</p>
三ツ本委員	話は少し違いますが、アメリカでも指定地区で何か改修しようとする、地区協議会というものがすごい権限を持っていて、その了承をもらわない限り、改築もちょっとした駐車場の変更さえもできなくて、木を何本切ったら新しい木を植えなさいとか緑化率とかそういうのも全部決まっています、駐車場にするために緑地をとりますとその補填をどこでするかとか、雨が降ったときの水の処理がちゃんとできるようになっているとか、そういうことまですごく厳しいんですけど、それがその地区のコミュニティと市が絡んでいるとは思いますが、市と協議会が共同でやっているはずですけど、かなり権限がないとなかなかできていかないと思うんです。特に日本は所有権に対する意識が強いので。
曾田会長	日本の場合は個人の権利が上の方ですが、アメリカなんかだと地域の全体の権利を守ろうという意識が強いんです。勝手に1件がなんかやったために全体の価値が下がってしまうというのはもってのほかだという、そういう意識がありますね。

三ツ本委員	そこまでの住民意識を高めていかないとなかなか運用できないのではと思います。
曾田会長	まちづくり協議会全員でいろんなことを決めていくという本来の意味での自治みたいなのができるといいと思いますが、そういうのができないと上の方から縛りだけうるさく言うだけの話になってしまうので、それは本末転倒だと思うので、できるだけこの地域の皆さんが全体の合意で決めていくという仕組みになるといいと思います。
事務局	説明の仕方によってもずいぶんと印象が変わってきてしまうので、しっかり説明していきたいと思います。
宇野委員	その方が不動産価値が上がりますよというか、下がりませんよという説明もしていく必要もあると思います。 地域のポテンシャルをしっかりと担保しましょうというような話をしないといけないですね。
曾田会長	高蔵寺ニュータウンでも敷地の大きさを決めていたんですけど、それでは売れないということで、分割して売れるというように緩めた途端に、分割すると周りの地価がきめんに下がってしまう。その家は売れてよかったねというんだけど周りの地価が下がってしまうというのははっきりと分かります。そういうこともあるので、地域として価値を下げないということはとても大事だと思います。その辺りで景観というものは、ひとつの大きい要素だと思いますので、そういう辺りから皆さんに理解していただくということも大事だと思います。
三ツ本委員	今までは、事業者が売るときだからきれいに建てて、見栄えも統一してできたと思いますが、売る段階になってあまり厳しいことをいうとそれだったら遠慮しようかなと思う人もいらっしゃるはずなので、皆さん知って入っているだろうというんだけど、知らない人もいるかも知れないですね。自分は何もしなくても良かったということですけど。
事務局	建売りで入った人と、注文住宅で入った人とではやはり違うみたいですね。自分で設計に携わると、ここをこうしたいんだけどこういう協定があってできないとか、そういうふうでやった人と建売りの人とでは違うみたいです。
三ツ本委員	今後、協議会の方で新たに転居される方もいらっしゃると思いますので、転入される方には必ずこういうのがありますよ、という話を周知徹底していかないときっと反対がすごくなって立ち行かなくなるような危惧があります。
鈴木委員	この協定があってよかったという街にしないといけないですね。窮屈だなと思ったら来ないですよ。
三ツ本委員	庭にちょっとした倉庫を建てようとしたときに、それがひっかかるよとなってきたときに、そういうこともあり得るのではないかなと。
鈴木委員	フェンスもないですよ。最初からオープンな感じで、遊歩道と自由に行き来できたり、新しい形だなと思ったんですけど。

曾田会長	壁面線の指定とかもありますよね。
事務局	今は住まわれてまだ数年ということで、何かしようとするとう販売事業者がいて、住民はそこへお願いしなければいけないと思っているようですので、まだ守っていているようですが、だんだんと他の事業者に頼めばいいということで、今後崩れていってしまう心配は住民の方もしているようです。
三ツ本委員	写真で見ると植栽がきれいで維持されていますが、数年たつて手を入れないと大きくなったり、ばらばらになってくると思いますので、景観指定地区になったときに維持してくださいという項目を入れておかないと、厳しいとは思いますが景観が保たれないと思います。
曾田会長	木がだんだん大きくなってきたときにどうするか、枝がとか葉っぱが落ちるとかそういう苦情がでてきたりしますので、面倒くさいから切っ飛ばしてしまえということもあって、それでいいですかという話し合いをしていかないといけないと思います。
事務局	詳細は今から住民の方たちとよく詰めながら決めていきたいと思います。あまり厳しくしてもいやだという話ばかりになってしまいますので、ある程度妥協しながらやっていきたいと思います。
事務局	今ある協定をベースにやっていく形を考えています。
事務局	その中では協定をまずは皆さんにご理解していただくということをもうひとつの目的にしています。
曾田会長	景観というものの価値を皆さんに理解していただいて、全市的に広げていくという非常に大事なことだと思いますので、ぜひ決められるといいですね。
宇野委員	なぜ景観がというところを丁寧に説明しなければいけないと思います。 みよしという都市が都市間競争の中でそれなりに人口を守っていこうと思うと質感のあるいい土地だよというふうにしていかないといけないと思うので、そういうものを目指す上での最初の事例ということになると思います。
事務局	個人の土地利用でみんなに影響があるんだというところもありますね。
事務局	説明の仕方を間違えると、今回こういうことをするとみなさん街並みがずっと保全されていくし、価値も上がっていくし、そういうようなお話をさせていただく中で、県内でもやったことのないことをやっていきますと説明すると、見せ物ですかみたいな話をされる方もいらっしゃるのでは、説明の仕方は難しいですね。
宇野委員	もう一方では、景観というのは見るということが公共でパブリックなものだという前提に基づいてだと、景観に対しての補助金を付けたりとかするんですが、これはかなりプライベート性の高いエリアなので、プライベート性の高いエリアに対して、行政がお世話して指導してということをやっているって大丈夫かということも思います。一面は見えますがそれ以外はほぼその人たちだけのものなので。

鈴木委員	観光地とかだったら、宿場町とかすごく厳しい規制も分かるんですけど。
三ツ本委員	この中に一步入るのに、外部の人は入れませんよね、抵抗があるというか。
曾田会長	これから皆さんが作っていく町ですというそういうことだと思います。
宇野委員	景観がいい町であることが価値なんだということを共有していくことがすごく大事だと思います。安かろう悪かろうというふうにみんながなっていくと、結局みよし自体に住む人がいなくなっていくということだと思います。そこが目的になっていかないと。
曾田会長	いい形になるように進めていただければと思います。 では、最後の報告事項4のみよしの景観100選について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>報告事項4みよしの景観100選について説明いたします。 資料は32ページからの資料4をご覧ください。</p> <p>12月1日から第1期としまして募集を開始しています。4ヶ月ごとに3期に分けて1年間募集していく予定です。募集開始に際しまして、広報やホームページでの案内のほかに、行政区にご協力いただきまして、32ページ、33ページの両面の募集のチラシを各世帯に回覧をしてもらっています。</p> <p>今のところの応募点数は13点でございまして、その内の一部を34ページに掲載しています。選定基準は、今のところ34ページの案によって選定することを考えています。みよし市を代表する優れた景観であること、次の世代へ向けて守り伝えていきたい景観であること、みよしらしいと感じる好ましい景観であること。基準を幅広く捕らえてできる限り選んでいくことができると考えています。</p> <p>今後、景観審議会でも内容を確認していただく予定でありまして、第1期及び第2期に応募いただいたものにつきましては来年度の第1回目の審議会において、第3期のものにつきましては第2回の審議会において報告する予定です。審議会の開催につきましては、今のところ第1回目は8月ごろ、第2回目は12月ごろ、第2期と第3期のそれぞれの募集期間が終了した後を予定しています。</p> <p>その後、来年度末までにパンフレットなどを作成して公表する予定としています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
曾田会長	何期かに分けて募集することはとてもいいことだと思いますけど、13件というのは少し寂しいですね。もう少し、増やす手立てを考えてもらいたいです。

事務局	<p>少しPRが足りないということの中で、生涯学習の写真クラブの方であるとか、いろいろなところに声をかけさせていただきながらチラシを配っているところではあります。</p> <p>先ほど子どもへもという話が出た中で、学校を通じながらまた出していこうかと考えているところでありまして、小学生でも写真などは大丈夫でしょうか。</p>
鈴木委員	<p>スマホで撮ったりしますので大丈夫だと思います。</p>
事務局	<p>校長会などを通じてという形になるかとは思いますが、学校の方へも投げかけていきたいと思います。</p>
曾田会長	<p>ときどきこういうものが集まっていますと、こういう例示をしていただいたのはいいことだと思います。こういう写真でいいのかと思いますので。</p>
事務局	<p>特異現象というのはどうでしょうか。この間の早朝、霧がかかっている、だんだん霧が晴れてきて、太陽が上がってきて、その中に田んぼが広がっているというようなところを撮ってこれはどうだと話していたんですけど、特異現象だから景観とはいえないのではというような話がありまして。</p>
事務局	<p>景観は景観だけれども、選定基準に合致するかというところではないかなと思います。</p>
事務局	<p>その現象が定期的に見られるとかであればどうかと思いますが、珍しい現象ということになるとそれはどうかと。</p>
曾田会長	<p>でも、それはそれでいいのではないですか。こういうのも見られるということでは。</p>
事務局	<p>同じような状況で雨上がりの虹が出ているような田園風景というのも虹ありきの景観という写真もどうかと。</p>
事務局	<p>虹だけではどうかと、そのバックがどうかを考えないといけないと思います。</p>
曾田会長	<p>この頃田んぼがばーっと見られるというのもだんだんなくなってきていますのでね。</p>
事務局	<p>田園風景自体はいいのかなというのは思いますが。</p>
曾田会長	<p>虹が見られるということも珍しくて、たまたまの幸運がないと見られないので、いいのではないですか。</p> <p>なるべく幅広く考えていただければと思います。</p>
事務局	<p>できるだけたくさんものを出していただく中で、こういう場面もあるよということで出していければと思います。</p> <p>来年度中には印刷物を一回は作ってみたいなと思っています。</p>
曾田会長	<p>春の花の季節というのはチャンスを逃すと来年ということになってしまいますから。</p>
事務局	<p>時期もあったかもしれませんが。冬場は景観についてどこまでというか、あらためて写真を撮るといとなかなかいい場面がないというか。</p>



宇野委員	この応募用紙はワードですか。
事務局	ワードです。
宇野委員	<p>スマホで撮ってそのままアップロードできるような形のサイトで、グーグルとかで、添付ができるかどうかはわかりませんが、たぶん添付できるような気がします。これに該当するようなボックスを作ってあげて、スマホ上で書いて添付してアップロードというようにできると気楽に応募できると思います。</p> <p>今は、スマホで撮りましたとなると、それをまずパソコンに取り込んで、ワードの応募用紙をダウンロードして書いて、それを一緒にメールに添付して送るという結構ハードルが高いですね。</p>
曾田会長	<p>その辺りは工夫して募集してください。</p> <p>応募の仕方であるべくいろいろな形で応募いただけるように。</p>
三ツ本委員	<p>撮った瞬間に送れるとなるとかなり増えると思います。</p> <p>そのときにあまりコメントは打ち込まなくても、後でもいいよということで連絡先だけわかれば、そうやればいだけによればぐっと増えるかもしれません。</p>
宇野委員	公表予定ということだけで、賞をつけるわけでもなんでもありませんよね。
事務局	コンテストのようなことは考えていません。
宇野委員	フェイスブックを作って、そこに投稿できるようにしてあげればいいと思います。
曾田会長	<p>気軽に応募できるような方法がいいと思います。やたら書類を出さなくてはいけないという敷居が高くなってしまいますので。</p> <p>その辺り工夫していただいて。</p>
宇野委員	フェイスブックだと過去のもも見られますし、どのようなものでいいのかとか。いいのが撮れば送ろうとなりますし、情報も拾えますのであとで賞をとるときでも大丈夫だと思います。
曾田会長	<p>途中経過を貼り出すとかして、こんなものが集まっていますということもPRになると思います。</p> <p>みなさん自分の住んでいるところとか、あるいは通っている道ぐらいしか知らなくて、こういうところがあるんだと新たな発見になっていいということもあつたりします。</p>
宇野委員	広報に枠をもらって、応募のあったいい写真というのを載せるとかもいいと思います。
三ツ本委員	<p>それを見てわたしもと思う人がいるかもしれませんので。</p> <p>載せてもらうとうれしいとおもいますので。</p>
曾田会長	ある時期にしか見られない鳥やチョウチョウなどでもいいと思います。景観というところだと思いますが。

宇野委員	ある程度再現性があればいいことにしておかないといけないと思います。夕日だってこの角度でとかありますので。
曾田会長	最近赤とんぼなんかも見かけなくなって、貴重な景色になっていますので。
事務局	動植物を単体で撮るというよりは、そこがいる状況を撮ってもらうといいものになると思います。
曾田会長	では、その他で何かありますか。 先ほど次回の審議会は8月頃ということですが。
事務局	曾田会長、どうもありがとうございました。 来年度の予定ですが、第1回目を8月頃、2回目を12月頃、3回目を翌年3月の計3回を予定しています。一月前ぐらいに日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして平成27年度第2回みよし市みどりと景観審議会を閉会いたします。本日はどうもご審議ありがとうございました。